

資料編

1 浦添市における障がい者等の現況

(1)浦添市における障がい者数の推移

■身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、令和3年3月末現在4,550人となっています。

平成29年度からの推移をみると、平成29年度から令和元年度は増加傾向にあり、令和元年度から令和3年度は減少傾向で推移しています。

身体障害者手帳所持者数（各年度3月末現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	4,543	4,569	4,684	4,671	4,550

資料：浦添市「令和4年度福祉保健の概要」

■知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和3年3月末現在1,288人となっており、A1が12.1%、A2が22.6%、B1が25.4%、B2が39.9%となっています。

平成29年度からの推移をみると、すべての程度が増加傾向にあり、療育手帳所持者数は増加しています。

療育手帳所持者数（各年度3月末現在）（ ）は18歳未満を再掲

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A1〔最重度〕	114 (20)	119 (17)	125 (18)	137 (24)	156 (27)
A2〔重度〕	240 (48)	259 (52)	268 (50)	286 (57)	291 (58)
B1〔中度〕	290 (76)	297 (72)	324 (78)	325 (74)	327 (67)
B2〔軽度〕	429 (190)	456 (200)	471 (201)	490 (193)	514 (196)
合計	1,073 (334)	1,131 (341)	1,188 (347)	1,238 (348)	1,288 (348)

資料：浦添市「令和4年度福祉保健の概要」

■精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年3月現在1,836人となっており、等級別では2級が1,061人で最も多く、約6割を占めています。

平成29年度から増加傾向で推移しており、令和3年度は平成29年度に比べ387人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月末現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	388	412	424	438	438
2級	838	885	994	1,019	1,061
3級	223	243	278	310	337
合計	1,449	1,540	1,696	1,767	1,836

資料：浦添市「令和4年度福祉保健の概要」

(2)浦添市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業事業所

令和6年3月1日現在の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業は下記のとおりとなっています。

■指定障害福祉サービス事業所情報(令和6年3月1日現在)

資料：沖縄県ホームページ「障害福祉サービス指定事業所情報」

サービスの種類		
事業所名	住所	
居宅介護(30事業所)		
ヘルパーステーションらくだ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-10-2 201号室
ヘルパーステーション中西	901-2126	沖縄県浦添市宮城1-14-1 吉長7 th 106
寿楽ケアステーション	901-2113	沖縄県浦添市大平503-5 ベルグ大平102
地域生活支援センターEnjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
訪問介護ステーションみらい	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-20-7
浦添中央ケアセンター	901-2101	沖縄県浦添市西原1-13-1
訪問介護サービス かなさ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションおりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	901-2125	沖縄県浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション福寿	901-2104	沖縄県浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション咲き	901-2126	沖縄県浦添市宮城3-9-14パティオB'sII101
ヘルパーステーションぱれっと	901-2103	沖縄県浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーション こうらん	901-2133	沖縄県浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
ヘルパーステーションリみら	901-2103	沖縄県浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
訪問介護 いちご	901-2113	沖縄県浦添市字大平504番地マンション長浜1F
ヘルパーステーショントライ	901-2101	沖縄県浦添市西原4丁目39番7号-607
ウーバーケア浦添店	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖1丁目4番8号 ルッグハイム1階102号室
ケアセンターココロすまいる	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目17番11
ヘルパーステーション星	901-2102	沖縄県浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
ヘルパーステーション小枝	901-2111	沖縄県浦添市経塚350番地
ヘルパーステーション うんてん	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23-5 パティオンハイツ102号室
ヘルパーステーション リん	901-2126	沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号 1F
ヘルパーステーションあじま	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目25番3号 1階
ヘルパーステーションてーしち	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目41番6号201
ケアステーションあしすとfor	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1034番地 ハイツながたはら2 101
ホームケアおねっと	901-2121	沖縄県浦添市内間2丁目7番6号玉正アパート103
ヘルパーステーションOCC	901-2126	沖縄県浦添市宮城五丁目3番7号 1階
訪問介護事業所きずな 浦添店	901-2111	沖縄県浦添市経塚437-1
おうちでくらせる訪問介護 浦添	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目6番13号1階
訪問介護あろは うちま	901-2121	沖縄県浦添市内間三丁目1番10号清流マンション106号
重度訪問介護(26事業所)		
ヘルパーステーションらくだ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-10-2 201号室
ヘルパーステーション中西	901-2126	沖縄県浦添市宮城1-14-1 吉長7 th 106
寿楽ケアステーション	901-2113	沖縄県浦添市大平503-5 ベルグ大平102
訪問介護ステーションみらい	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-20-7
浦添中央ケアセンター	901-2101	沖縄県浦添市西原1-13-1
訪問介護サービス かなさ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションおりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	901-2125	沖縄県浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション福寿	901-2104	沖縄県浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション咲き	901-2126	沖縄県浦添市宮城3-9-14パティオB'sII101
ヘルパーステーションぱれっと	901-2103	沖縄県浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーション こうらん	901-2133	沖縄県浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
ヘルパーステーションリみら	901-2103	沖縄県浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
訪問介護 いちご	901-2113	沖縄県浦添市字大平504番地マンション長浜1F
ウーバーケア浦添店	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖1丁目4番8号 ルッグハイム1階102号室
ヘルパーステーション星	901-2102	沖縄県浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
ヘルパーステーション小枝	901-2111	沖縄県浦添市経塚350番地
ヘルパーステーション うんてん	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23-5 パティオンハイツ102号室
ヘルパーステーション リん	901-2126	沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号 1F
ヘルパーステーションあじま	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目25番3号 1階
ヘルパーステーションてーしち	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目41番6号201
ケアステーションあしすとfor	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1034番地 ハイツながたはら2 101
ヘルパーステーションOCC	901-2126	沖縄県浦添市宮城五丁目3番7号 1階
訪問介護事業所きずな 浦添店	901-2111	沖縄県浦添市経塚437-1
おうちでくらせる訪問介護 浦添	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目6番13号1階
訪問介護あろは うちま	901-2121	沖縄県浦添市内間三丁目1番10号清流マンション106号

サービスの種類			
事業所名		住所	
行動援護(2事業所)			
地域生活支援センターEnjoy		901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
ヘルパーステーショントライ		901-2101	沖縄県浦添市西原4丁目39番7号-607
同行援護(9事業所)			
ヘルパーステーション中西		901-2126	沖縄県浦添市宮城1-14-1 吉長アパート106
訪問介護ステーションみらい		901-2126	沖縄県浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーションにじ		901-2125	沖縄県浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き		901-2126	沖縄県浦添市宮城3-9-14パティオB'sⅡ101
ヘルパーステーションぱれっと		901-2103	沖縄県浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーショントライ		901-2101	沖縄県浦添市西原4丁目39番7号-607
ヘルパーステーション星		901-2102	沖縄県浦添市前田3丁目9-1 石川荘102号
ヘルパーステーションOCC		901-2126	沖縄県浦添市宮城五丁目3番7号 1階
ホームケアおねっと		901-2121	沖縄県浦添市内間2丁目7番6号玉正アパート103
重度障害者等包括支援			
※事業実施なし			
生活介護(10事業所)			
社会就労センターわかたけ		901-2102	沖縄県浦添市字前田998-3
障がい者通所支援センターこみかん		901-2101	沖縄県浦添市西原1-10-1
沖縄療育園 ビノキオ		901-2111	沖縄県浦添市経塚714
障害者支援施設 沖縄ココロニーセンター		904-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-7
りぼーん		901-2102	沖縄県浦添市前田4-4-9
生活介護そら		901-2133	沖縄県浦添市城間3008-2番地
そる		901-2133	沖縄県浦添市城間3丁目13番13号 101号室・201号室
らそ		901-2133	沖縄県浦添市城間3丁目13番13号 101号室
生活介護ぱれっとViVi		901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号
生活介護事業所 Catch		901-2121	沖縄県浦添市内間3-22-28
自立訓練(機能訓練)			
※事業実施なし			
自立訓練(生活訓練)(4事業所)			
自立訓練事業所 経塚苑		901-2111	沖縄県浦添市経塚348番地
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結		901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
指定障がい福祉サービス事業所叶e		901-2121	沖縄県浦添市内間4丁目26番11号202
Cotori		901-2122	沖縄県浦添市勢理客2丁目23番5号
宿泊型自立訓練(1事業所)			
自立訓練事業所 経塚苑		901-2111	沖縄県浦添市経塚348番地
就労移行支援(一般型)(5事業所)			
就労支援事業所 就労ブラザわく・わく		901-2111	沖縄県浦添市経塚346番地
アンジュ		901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号2階
BowL JoB		901-2132	沖縄県浦添市伊祖1-5-2
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結		901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労支援多機能型事業所 happiness浦西		901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目6番2号
就労継続支援(A型)(11事業所)			
就労継続支援事業所 沖縄ココロニーセンター		901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17
就労継続支援施設 みのりの会		901-2133	沖縄県浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302
久樹		901-2131	沖縄県浦添市牧港2-1-3コーポ レ・セーナ101
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結		901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F・6F
障がい者ITサポートおきなわ		901-2121	沖縄県浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号
ウエリナ		901-2113	沖縄県浦添市大平一丁目35番3号
サンクスラボ・浦添オフィス		901-2121	沖縄県浦添市内間3丁目3番地20号 JG津覇 305号室
ワークイズムことばの家		901-2132	沖縄県浦添市伊祖1丁目30番1号
障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン		901-2103	沖縄県浦添市仲間3丁目3-2
RAMS		901-2122	沖縄県浦添市勢理客3丁目11番10号 リバービュー7 101
就労継続支援事業所エース		901-2126	沖縄県浦添市宮城2-16-14 2-B

サービスの種類			
事業所名		住所	
就労継続支援(B型)(29事業所)			
就労継続支援事業所 沖縄ココニーセンター	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17	
社会就労センターわかたけ	901-2102	沖縄県浦添市字前田998-3	
きずなのえん	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖1-4-10	
就労サポートセンター そら	901-2133	沖縄県浦添市城間3008-2番地	
障がい者支援事業所うりずん	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-1-6-101	
就労継続支援施設 みのりの会	901-2133	沖縄県浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302	
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	901-2111	沖縄県浦添市経塚346番地	
たどり舎	901-2122	沖縄県浦添市勢理客3-11-9 102号	
障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	901-2114	沖縄県浦添市安波茶3丁目4番6号宮城荘101	
障がい者就労支援センター すばる	901-2133	沖縄県浦添市城間2丁目27番2号	
アンジュ	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号2階	
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F	
就労支援リアン	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目8番11号 1階	
アルバ	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号1階	
就労継続支援B型事業所 パートナーサポートセンター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖3丁目7-1 名嘉ビル6階	
就労継続支援B型事業所ウイズユー	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖二丁目25番3号 1階	
指定障がい福祉サービス事業所叶e	901-2121	沖縄県浦添市内間4丁目2番11号202	
障がい者ITサポートおきなわ	901-2121	沖縄県浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号	
就労継続支援B型事業所ほかほか	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号 101号室	
就労継続支援B型事業所くれぱす	901-2131	沖縄県浦添市牧港1丁目32番16号 2階	
就労支援多機能型事業所 happiness浦西	901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目6番2号	
障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン	901-2103	沖縄県浦添市仲間3丁目3-2	
espo浦添	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目30番1号	
障がい者就労支援事業所フレブル	901-2125	沖縄県浦添市仲西3-15-2 フェニックス21 203号	
障がい福祉サポートネット JIMMY Nine 前田	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目14番3号	
Cotori	901-2122	沖縄県浦添市勢理客2丁目23番5号	
ちぐさ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-1-3 202号	
RAMS	901-2122	沖縄県浦添市勢理客3丁目11番10号 リバービュー7 101	
アニメ	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号 1階	
短期入所(5事業所)			
沖縄療育園	901-2111	沖縄県浦添市経塚714	
地域生活支援センターEnjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9	
障害者支援施設 沖縄ココニーセンター	904-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-7	
きんちゃん家	901-2103	沖縄県浦添市仲間三丁目20番5号	
短期入所ぱれっとViVi	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号	
療養介護(1事業所)			
沖縄療育園	901-2111	沖縄県浦添市経塚714	
共同生活援助(11事業所)			
グループホームむひぼ	901-2102	沖縄県浦添市前田1004番地9	
グループホーム みのりの会	901-2133	沖縄県浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302号室	
グループホーム バタニア	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1-6-9	
みかん グループホーム	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目14番30号	
グループホームよつ葉	901-2102	沖縄県浦添市前田1-9-13石川マンション1F	
あじまあ安波茶	901-2114	沖縄県浦添市安波茶三丁目34番6号	
グループホームくろーぱー	901-2112	沖縄県浦添市沢岨974-20	
こころのおうち	901-2131	沖縄県浦添市牧港5丁目13番28号 Popular牧港 1F	
共同生活援助くれぱす仲間	901-2103	沖縄県浦添市仲間3丁目10番3号	
グループホームほかほか	901-2126	沖縄県浦添市宮城三丁目6番1号 2階	
ファーストサークル	901-2131	沖縄県浦添市牧港2丁目15番3号コーポ水無月303	
施設入所支援(1事業所)			
障害者支援施設 沖縄ココニーセンター	904-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-7	

サービスの種類		
事業所名	住所	
計画相談支援(21事業所)		
ピアサポートセンターほると	901-2103	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター1階
地域生活支援センター Enjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田字998番地の3
生活支援センターあおぞら	901-2113	沖縄県浦添市大平321番1-2
相談支援事業所 ゆんたく	901-2553	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
ココニー相談支援センターうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田997番地
相談支援事業所アンジュ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目12番2号 2階
相談支援事業所 ちむちむ	901-2101	沖縄県浦添市西原1-1-22 パレスミヤト101
相談支援事業所おりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶3-5-2-101
相談支援センターふわり	901-2121	沖縄県浦添市内間2-6-22
相談支援事業所 かりゆし結々	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F
相談支援事業所デライト	901-2121	沖縄県浦添市内間2-22-28 クォーレB 402
にじねこ相談支援センター	901-2131	沖縄県浦添市牧港1丁目48-3
相談支援事業所 どんぐりの木	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 浦添市障がい福祉関連複合施設2階
相談支援事業所 ばすてる	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8
相談支援事業所Weave(ウィーヴ)	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-12-16
じーにあず 相談支援事業所	901-2126	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 パークビュー洗203
相談支援事業所 リライトラボ	901-2111	沖縄県浦添市経塚201番地2
相談支援事業所ベーター	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouse A棟うみ
浦添牧港相談支援事業所 幹	901-2131	沖縄県浦添市牧港1-22-18
相談支援事業所あい	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号401号室
相談支援事業所 ハビネスサポート	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1丁目14番12号 2階
地域移行支援(2事業所)		
地域生活支援センター Enjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
相談支援事業所 ゆんたく	901-2553	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
地域定着支援(2事業所)		
地域生活支援センター Enjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
相談支援事業所 ゆんたく	901-2553	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
自立生活援助(1事業所)		
自立訓練事業所 経塚苑	901-2111	沖縄県浦添市経塚348番地
就労定着支援(2事業所)		
Bowl JoB	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1-5-2
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	901-2111	沖縄県浦添市経塚346番地

■指定障害児通所・入所支援事業所情報(令和6年3月1日現在)

資料:沖縄県ホームページ「障害福祉サービス指定事業所情報」

サービスの種類			
事業所名	住所		
児童発達支援(34事業所)			
沖縄療育園 ビノキオ	901-2111	沖縄県浦添市経塚714	
しあわせ駅	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1-6-9	
浦添市児童発達支援センターたんぼぼ	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 2階	
キープ浦添 ことばの教室Kids	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F	
こっこ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-25-16	
レジリエンス・スポーツセンター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目3番1号1階・2階・3階	
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20	
ピスティス	901-2102	沖縄県浦添市前田1052-3	
こどもデイサービス こころ	901-2132	沖縄県浦添市城間三丁目13番13 我如古ビル202号室	
こどもプラス浦添教室	901-2134	沖縄県浦添市港川507番地8 1階	
グロウアップサポート ひと葉	901-2111	沖縄県浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階	
きらりはーと浦添校	901-2133	沖縄県浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階	
キッズハウスOkay	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番2号	
コロニー児童デイサービスまえた(児童発達支援)	901-2102	沖縄県浦添市前田1158番地	
チャイルドハウスNIMI	901-2134	沖縄県浦添市港川一丁目16番3号	
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階	
ハッピースカイ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室	
子ども療育ステーション ここふわ 港川	901-2134	沖縄県浦添市港川2-31-7	
MANA	901-2113	沖縄県浦添市大平438番地 1番地	
ペーテルの夢	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouseA棟うみ	
そらごころ絆	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101	
ペーテルの夢II	901-2102	沖縄県浦添市字前田636-2 アリュール201	
チャイルドサポートうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目1367番地8 1階	
コロニー児童デイサービス みやぎ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17	
コベルプラス 浦添教室	901-2134	沖縄県浦添市港川458番地 オキジムビルアネックス401号室	
児童発達支援・放課後等デイサービス ばれっと城間	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8 2F	
marcher	901-2102	沖縄県浦添市前田1-48-1 コーポ石川102	
児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ	901-2122	沖縄県浦添市勢理客三丁目4番13号2階	
ほの・テラス	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23番10	
Viento	901-2126	沖縄県浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK	
児童発達支援あろはkids牧港	901-2131	沖縄県浦添市牧港1-64-14	
おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマートうらそえ	901-2113	沖縄県浦添市大平1-14-6 エンゼルハイム1階	
おりじんキッズ	901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目20番2号	
KID ACADEMY+ 浦添校	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1-1-16 Casaiju1F	
医療型児童発達支援			
※事業実施なし			
障害児相談支援(21事業所)			
地域生活支援センターEnjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9	
ピアサポートセンターほると	901-2103	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター1階	
生活支援センターあおぞら	901-2113	沖縄県浦添市大平321番1-2	
相談支援事業所 ゆんたく	901-2111	沖縄県浦添市経塚633番地メディカルプラザ3階	
コロニー相談支援センターうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田997番地	
相談支援事業所アンジュ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目12番2号 2階	
相談支援事業所 ちむちむ	901-2101	沖縄県浦添市西原1-1-22 パレスザト101	
相談支援事業所おりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶3-5-2-101	
相談支援センターふわり	901-2121	沖縄県浦添市内間2-6-22	
相談支援事業所かりゆし結々	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F	
相談支援事業所デライト	901-2121	沖縄県浦添市内間2-22-28 クォーレB 402	
にじねこ相談支援センター	901-2131	沖縄県浦添市牧港1丁目48-3	
相談支援事業所 どんぐりの木	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 浦添市障がい福祉関連複合施設2階	
相談支援事業所ばすてる	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8	
相談支援事業所Weave(ウィーブ)	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-12-16	
じーにあす 相談支援事業所	901-2126	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 パークビュー洗203	
相談支援事業所 リライトラボ	901-2111	沖縄県浦添市経塚201番地2	
相談支援事業所ペーテル	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouse A棟うみ	
そーしゃるサポートここから	901-2123	沖縄県浦添市西洲3丁目1番1号 カレ-浦添西海岸パルティ2F「リゾ」-howlive Urasoe RoomC	
相談支援事業所あい	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号401号室	
相談支援事業所 ハビネスサポート	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1丁目14番12号 2階	

サービスの種類		
事業所名	住所	
放課後等デイサービス(41事業所)		
児童デイサービス ピュア	901-2133	沖縄県浦添市城間3-14-3
しあわせ駅	901-2112	沖縄県浦添市沢岬1-6-9
児童デイサービス 童子	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
コロニー児童デイサービス まえだ	901-2102	沖縄県浦添市前田997番地
コロニー児童デイサービス みやぎ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17
キープ浦添 ことばの教室Kids	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F
こっこ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-25-16
児童デイサービスこみかん	901-2101	沖縄県浦添市西原1-10-1
レジリエンス・スポーツセンター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖二丁目3番1号1階・2階・3階
放課後等デイサービス「遊友」	901-2103	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号社会福祉センター内
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20
ピスティス	901-2102	沖縄県浦添市前田1052-3
しあわせ駅 経塚	901-2112	沖縄県浦添市沢岬1丁目6番6号
こどもプラス浦添教室	901-2134	沖縄県浦添市港川507番地8 1階
こどもデイサービス こころ	901-2132	沖縄県浦添市城間三丁目13番13 我如古ビル202号室
ドリームスクールえる	901-2132	沖縄県浦添市伊祖3丁目4番12号伊々寿スポット205室
放課後等デイサービスオールスター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖三丁目7番1号 名嘉ビル3階
グロウアップサポート ひと葉	901-2111	沖縄県浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階
きらりはーと浦添校	901-2133	沖縄県浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階
キッズハウスOkay	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番2号
チャイルドハウスNIMI	901-2134	沖縄県浦添市港川一丁目16番3号
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階
MANA	901-2113	沖縄県浦添市大平438番地 1番地
ハッピースカイ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室
ペーテルの夢	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouseA棟うみ
子ども療育ステーション ここふわ 港川	901-2134	沖縄県浦添市港川2-31-7
そらごころ絆	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101
ペーテルの夢II	901-2102	沖縄県浦添市字前田636-2 アリュール201
チャイルドサポートうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目1367番地8 1階
Viento	901-2126	沖縄県浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK
児童発達支援・放課後等デイサービス ばれっと城間	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8 2F
指定放課後等デイサービス事業所 グローアップスマイル結	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目3番22号メゾン・アンズリー201号室
児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ	901-2122	沖縄県浦添市勢理客三丁目4番13号2階
ぼの・テラス	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23番10
りんくる前田	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目48番3号 ストーンリバー1階
marcher	901-2102	沖縄県浦添市前田1-48-1 コーポ石川102
ドユーラボてだこ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖二丁目30番17号1階
おれんじキッズ & 児童デイサービス・アニマートうらそえ	901-2113	沖縄県浦添市大平1-14-6 エンゼルハイム1階
おりじんキッズ	901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目20番2号
ふれあいきつづ内間	901-2121	沖縄県浦添市内間2丁目22-27ドミールうちま1F
りんくる学園通り	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2丁目24番8号 フィットネスビル2階
保育所等訪問支援(4事業所)		
ペーテルの夢	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouseA棟うみ
浦添市児童発達支援センターたんぼぼ	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 2階
ペーテルの夢II	901-2102	沖縄県浦添市字前田636-2 アリュール201
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階
医療型障害児入所支援(1事業所)		
沖縄療育園	901-2111	沖縄県浦添市経塚714番地
居宅訪問型児童発達支援(1事業所)		
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階

■浦添市内の重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所

サービスの種類		
事業所名	住所	
児童発達支援(3事業所)		
沖縄療育園 ビノキオ	901-2111	沖縄県浦添市経塚714
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階
放課後等デイサービス(2事業所)		
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階

2 障害者手帳所持者アンケート調査

1. 調査の目的

本調査は、「第5次てだこ障がい者(児)プラン」の策定にあたり、本市における障がいのある方の日常生活の状況や各種サービスに関するご意見などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査の対象者

障がい者：浦添市内在住の18歳以上65歳未満の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)保持者から2,600人を無作為抽出。

障がい児：浦添市内在住の18歳未満の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)保持者の480人を全抽出。

3. 調査の方法

郵送による配布・回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

4. 調査期間

令和5年1月末から3月中旬まで

5. 回収状況

	配布数	回収数		回収率	
		郵送回収	WEB		
障がい者	2,600 件	802 件	662 件	140 件	30.8%
障がい児	480 件	165 件	122 件	43 件	34.4%

6. アンケート調査結果概要【障がい者】

障がい者アンケートの調査結果について、市全体での傾向は以下のとおりとなっています。

0. 調査票の記入方法
・記入方法は、「ご本人が回答」が約 7 割を占めており、「ご本人にかわって家族の方が回答」が約 2 割、「家族の方と相談しながらご本人が回答」が約 1 割となっている。
1. あなた自身のことについて
・住んでいる地域は、「仲西中学校区」が 27.3%、「神森中学校区」が 20.4%、「港川中学校区」が 20.1%、「浦添中学校区」が 18.1%、「浦西中学校区」が 12.0%。 ・性別は、「男性」が 47.5%、「女性」が 50.6%で「女性」がやや多い。 ・年齢は、「50 代」(28.7%)や「40 代」(22.4%)が多く、「40 代以上」が 7 割弱(64.9%)を占めている。一方、「20 代以下」は 2 割弱(18.5%)にとどまっている。 ・同居家族の上位は、「母親」(41.6%)、「父親」(27.6%)、「配偶者」(22.7%)。
2. 障害の程度について
・所持している手帳の種類は、「身体障害者手帳」が 38.2%、「療育手帳」が 26.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が 42.5%。 ・身体障害者手帳の等級は、「1級」(34.0%)、「2級」(25.2%)、「3級」(16.0%)と続いており、等級が高い方の回答が多い。 ・療育手帳の区分は、「B2」(32.1%)、「B1」(30.2%)、「A2」(20.5%)、「A1」(14.9%)と続いており、区分が低い方の回答が多い。 ・精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」(56.9%)、「3級」(23.5%)、「1級」(15.5%)。
3. 日常の動作・介助者について
・各種日常動作で介助を必要とする項目は、「掃除・洗濯・炊事などの家事」(28.9%)、「外出をする」(24.8%)、「お風呂に入る」(16.9%)が上位にあがっている。 ・主な介助者は、「親」が 48.9%で約 5 割を占め、「配偶者」(15.2%)、「施設・病院の職員」(10.1%)と続いている。 ・主な介助者の年齢は、「50 代」(31.4%)、「60 代」(23.7%)、「70 歳以上」(21.3%)と続き、「50 代以上」が 8 割弱(76.4%)を占めている。 ・主な介助者が介助できなくなった場合の現在の対応は、「同居している他の家族」(44.9%)、「同居していない家族・親戚」(37.7%)で、家族・親戚の対応が多い。 ・希望する今後の対応は、現在と同様に家族・親戚が多いものの、現在の対応に比べ、「ホームヘルプ」や「ショートステイ」等のサービス利用意向が高くなっている。 ・主な介助者の困りごとは、「精神的に疲れる」(46.9%)、「身体が疲れる」(38.2%)、「睡眠不足になりがち」(21.3%)が上位にあがっている。
4. 感染症対策について
・新型コロナウイルスに関して困っていることは、「障がいのため、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しないか不安」(42.4%)、「家族や介助者が感染した場合、日常生活を送ることができないか不安」(34.2%)、「外出を控えたり、知り合いに会えない生活が長引くと辛い」(27.1%)が上位にあがっている。 ・感染症に関して、5 割強(53.1%)が国・県・市・事業所などに要望がある状況。要望のうち、「自粛などで仕事ができなくなった場合の何らかの支援を求めて欲しい」が 32.8%で最も多い。
5. 外出、社会活動について
・外出時に利用する交通機関は、「家族などが運転する自動車」が約 5 割を占め、最も多い。「路線バス」や「タクシー」を利用する方は約 3~4 割となっている。 ・外出する上で、5 割強(54.2%)が困っていることがある状況。困っていることのうち、「人の目が気になる」(19.0%)や「道路や歩道に段差が多く、移動しにくい」(14.1%)が多い。

- ・1年間に、5割強(52.9%)の方が趣味やスポーツ、社会活動を行っている。その内容としては、「仲間、友人同士での交流」(25.4%)、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」(23.2%)、「インターネットやメールを利用した交流」(16.2%)が上位にあがっている。
- ・社会活動に参加するための条件は、「気軽に参加できる雰囲気であること」、「活動についての情報が提供されること」、「一緒に行く仲間がいること」が4割前後で上位となっている。

6. 就労等について

- ・普段の過ごし方は、「働いている」(36.9%)、「家(入所施設)にいる(仕事をしていない)」が(30.4%)、「就労系事業所に通っている」(17.3%)が上位にあがっている。
- ・働いている方のうち、「会社・役所等で働いている」が約8割で最も多い。
- ・家(入所施設)にいる(仕事をしていない)方の主な理由は「障がいにより、できる仕事がない」が約4割で最も多い。
- ・就労に必要な環境は、「経営者・職場の人が障がいに理解があること」が7割で突出し、「障がいにあった仕事内容であること」や「健康状態にあわせた働き方(通院ができる等)ができること」が5割弱となっている。

7. 成年後見制度について

- ・「制度のだいたいの内容を知っている。または、よく知っている」が21.4%、「知らない」が43.1%。
- ・今後の利用意向は、「必要な状況になれば考えたい」が約7割で最も多い。

8. 相談や情報について

- ・相談支援を利用しているのは3割。相談したい内容は「自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと」、「経済的なこと」、「支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと」が3割以上で多くなっている。
- ・悩みや困りごとの相談相手は、「家族や親族」が8割弱で突出し、次いで「友人・知人」や「医師や看護師」が3割前後となっている。
- ・情報の入手先で多いのは、「テレビ・ラジオ」(62.5%)、「インターネット・SNS」(55.0%)。

9. 災害について

- ・地震や台風などの災害時に困ることは、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」(43.9%)、「避難先がわからない」(35.0%)、「一人では避難できない」(29.6%)が上位にあがっている。

10. 障害福祉サービスについて

- ・利用しているサービスは、「計画相談支援」(24.3%)、「就労継続支援(A・B型)」(17.3%)、「生活介護」(10.1%)が上位にあがっている。
- ・障害福祉サービスを利用していない理由は、「家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)」(37.7%)や「どのようなサービスが利用できるかわからないから」(21.7%)が上位にあがっている。

11. 浦添市の取り組みについて

- ・8割の方が日常生活や活動等を行う上で市からの支援を希望している。支援の内容は、「気軽に相談できる窓口」が約4割、「交通費等の経済的な援助」が約2割で多くなっている。
- ・「サン・アビリティーズうらそえ」では7.2%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は34.7%。「ピアラルうらそえ」では1.9%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は28.8%。

12. 社会及び行政への要望について

- ・社会及び行政への要望は、「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」及び「年金、諸手当(特別障害者手当等)の増額など所得保障の充実」が約5割で多くなっている。

7. アンケート調査結果概要【障がい児】

障がい児アンケートの調査結果について、市全体での傾向は以下のとおりとなっています。

0. 調査票の記入方法
・記入方法は、「ご本人にかわって家族の方が回答」が 8 割弱(76.4%)を占めており、「家族の方と相談しながらご本人が回答」が 10.9%、「ご本人が回答」が 6.7%となっている。
1. お子さん自身のことについて
・住んでいる地域は、「仲西中学校区」が 25.5%、「浦添中学校区」が 24.2%、「神森中学校区」が 21.2%、「港川中学校区」が 14.5%、「浦西中学校区」が 13.3%。 ・性別は、「男性」が 69.1%、「女性」が 30.9%で「男性」が多い。 ・年齢は、「就学前(0～6 歳)」が 13.9%、「小学生以上(7～18 歳)」が 86.1%。 ・同居家族の上位は、「母親」(96.4%)、「兄弟姉妹」(78.2%)、「父親」(71.5%)。
2. 障害の程度等について
・所持している手帳の種類は、「療育手帳」が 69.7%、「身体障害者手帳」が 22.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が 20.0%。 ・身体障害者手帳の等級は、「1級」(64.9%)、「2級」(21.6%)、「3級」(5.4%)と続いており、等級が高い方の回答が多い。 ・療育手帳の区分は、「B2」(44.3%)、「A2」(24.3%)、「B1」(20.0%)、「A1」(10.4%)。 ・精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」(39.4%)、「1級」及び「3級」(30.3%)。 ・発達障害の有無は、「はい」が 74.5%。診断名は「自閉スペクトラム症」が 69.1%で突出し、「学習障害(LD)」や「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」等の診断名は 1～2 割程度。 ・発達が気になったきっかけは、「家族の気付き」(33.3%)及び「乳幼児健康診査」(16.3%)が多く、この 2 項目で約 5 割を占めている。 ・難病の診断の有無は、「はい」が 11.5%、「いいえ」が 85.5%。 ・医療的ケアの有無は、「はい」が 10.9%、「いいえ」が 84.2%。医療的ケアの内容は、「経管栄養(鼻から・胃ろう・腸ろう)」が 44.4%で最も多い。
3. ご家族や介助者について
・父親の就労状況は、「正規社員・職員」(59.4%)が最も多く、「就労していない」は 1.8%。 ・母親の就労状況は、「パート・アルバイト」(33.3%)が最も多く、「就労していない」は 26.7%。 ・就労していない理由は、父親が「現在、求職中」(66.7%)、母親が「以前は働いていたが、障がいのある子の面倒をみるためやめたから」(38.6%)が最も多い。 ・各種日常動作で介助を必要とする項目は、「外出する」(66.6%)、「掃除・洗濯・炊事などの家事」(63.7%)、「留守番をする」(60.0%)が上位にあがっている。 ・主な介助者は、「母親」が 9 割以上を占め最も多く、主な介助者の年齢は、「40 代」(51.6%)、「30 代」(20.5%)が多くなっている。 ・主な介助者が介助できなくなった場合の現在の対応は、「同居している他の家族」(71.3%)、「同居していない家族・親戚」(54.1%)で、家族・親戚の対応が多い。 ・希望する今後の対応は、現在と同様に家族・親戚が多いものの、現在の対応に比べ、「ホームヘルプ」や「ショートステイ」等のサービス利用意向が高くなっている。 ・主な介助者の困りごとは、「精神的に疲れる」(47.5%)、「身体が疲れる」(36.9%)、「自分の時間がもてない」(28.7%)が上位にあがっている。 ・障がいのある子の保護者と交流する機会は、「よくある」+「時々ある」が 47.9%、「あまりない」+「まったくない」が 50.9%となっている。 ・今後、障がいのある子の保護者と交流したいかと思うかは、「交流したい」が 63.0%、「交流したいけどできない」+「交流したいと思わない」が 34.0%。交流したいと思わない理由は、「参加する余裕がないから」が 44.6%で最も多い。

4. 保育・療育・教育について

- ・小学校就学前のお子さんの平日の日中の過ごし方は、「児童発達支援事業所」(60.9%)、「公立保育所」(30.4%)、「小学校併設の認定こども園」(21.7%)が多く、「自宅で過ごしている・家族と過ごしている」との回答は 8.7%。
- ・お子さんが利用したことのあるサービスは、「児童発達支援」が 69.6%で突出し、「子育て支援センター」(26.1%)、「保育所等訪問支援事業」(17.4%)と続いている。
- ・各種サービスのうち、5 割の方は「希望したサービスは利用できた」と回答しているものの、「病児・病後児保育」や「一時保育」では 1~2 割の方が障がいにより利用を希望したが利用できなかったと回答している。
- ・平日の日中お子さんをどこに通わせたいかは、「児童発達支援事業所」や「特別支援学校の小学部」の割合が 3~5 割で多くなっている。
- ・小学校以上の年齢のお子さんの平日の日中の過ごし方は、「小学校・中学校・高校に通っている」の合計が 48.7%、「特別支援学校の小学部・中学部・高等部に通っている」の合計が 42.3%で、「自宅で過ごしている・家族と過ごしている」は 7.0%。
- ・自宅や家族と過ごしている理由は、「本人が学校に行くのを嫌がるから」が 80.0%で最も多い。
- ・放課後や夏休み期間中の過ごし方の現状は、「自宅で家族と過ごしている」や「放課後等デイサービスに行っている」が 5~6 割で多く、今後希望する過ごし方も同様となっている。
- ・現在通っている園や学校で充実させるべきだと思うことは、「障がいに対応できる専門的な職員の配置」や「進学・就労などの進路指導の充実」が 3 割を占め多くなっている。
- ・インクルーシブ教育の推進の必要性は、「思う」(66.1%)、「どちらともいえない」(28.5%)、「思わない」(4.2%)となっている。

5. 災害について

- ・地震や台風などの災害時に困ることは、「一人では避難できない」(50.9%)、「避難所でほかの人と一緒に過ごすのが難しい」(39.4%)、「避難所の設備が障がい者に対応しているか不安」(35.8%)が上位にあがっている。

6. 感染症対策について

- ・新型コロナウイルスに関して困っていることは、「家族や介助者が感染した場合、日常生活を送ることができるか不安」(43.0%)、「障がいのため、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しないか不安」(35.2%)、「外出を控えたり、知り合いに会えない生活が長引くと辛い」(30.3%)が上位にあがっている。
- ・感染症に関して、6 割弱(56.4%)が国・県・市・事業所などに要望がある状況。要望のうち、「自粛などで仕事ができなくなった場合の何らかの支援を考えて欲しい」が 41.8%で最も多い。

7. 浦添市の取り組みについて

- ・9 割の方が日常生活や活動等を行う上で市からの支援を希望している。支援の内容は、「気軽に相談できる窓口」が 35.2%、「活動できる拠点や場所」が 21.2%で多くなっている。
- ・「サン・アビリティーズうらそえ」では 18.8%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は 45.5%。「ピアラルうらそえ」では 13.3%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は 54.5%。

8. 社会及び行政への要望について

- ・社会及び行政への要望は、「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」及び「年金、諸手当(特別障害者手当等)の増額など所得保障の充実」が約 5 割で多くなっている。

3 一般市民アンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、「第5次てだこ障がい者(児)プラン」の策定にあたり、市民の皆さまの福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としています。

2. 調査の対象者

浦添市在住の18歳以上の方々から無作為抽出した1,000人及び浦添市ホームページに掲載したQRコードから回答した方

3. 調査の方法

18歳以上の1,000人については、郵送による配布・回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

また、浦添市ホームページにQRコードを掲載し、WEBで回答できる方法で調査を実施しました。

4. 調査期間

令和5年6月末から7月末まで

5. 回収状況

	配布数	回収数	有効回答数		回収率	
			郵送回収	WEB		
調査票	1,000件	272件	271件	196件	75件	27.1%
ホームページ	—	8件	7件	—	7件	—

※ホームページは市外在住の回答者(1件)を除く。

6. アンケート調査結果概要

1. あなた自身のことについて
・住んでいる地域は、「浦添中学校区」が23.4%、「仲西中学校区」が21.9%、「神森中学校区」が19.4%、「港川中学校区」及び「浦西中学校区」が17.6%。 ・性別は、「女性」が63.3%、「男性」が36.7%で「女性」が多い。 ・年齢は、「60歳以上」が33.1%、「40代」が20.1%、「50代」が17.6%、「30代」が15.1%、「20代」が12.6%、「10代」が0.7%。
2. 障がいのある人との交流について
・身近な障がいのある人の有無は、「いない」が54.7%、「いる」が40.6%、「わからない」が4.7%。 ・障がいのある人はあなたからみてどなたかは、「親(自分の親・配偶者の親)」及び「その他の親戚」(18.6%)、「子ども(その配偶者も含む)」(16.8%)、「兄弟姉妹(その配偶者も含む)」(15.0%)が上位にあがっている。

3. 障がいのある人に対する理解について

- ・障がいのある人に対する差別や偏見は、「よく感じる」+「時々感じる」が 39.9%、「あまり感じない」+「まったく感じない」が 59.0%となっている。
- ・障がいのある人に対する差別や偏見をなくすために必要なことは、「学校における障がいのある人への理解を深める教育の充実」(76.6%)、「障がいのある人とない人の交流の場づくり」及び「障がいのある人の積極的な社会参加」(46.8%)が上位にあがっている。
- ・「障害者差別解消法」の認知度は、「名称も内容も知らない」が 67.6%、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 26.3%、「名称や内容を知っている」が 5.0%。

4. 地域活動やボランティア活動について

- ・障がいのある人を支援する地域活動やボランティア活動への参加の有無は、「参加したことはない」が 86.0%、「過去に参加したことがある」が 11.5%、「現在参加している」が 2.5%で、ほとんどの方が参加したことがない。
- ・参加したことがある地域活動やボランティア活動は、「行事・イベント等の手伝い」が 66.7%で、「募金活動の手伝い」や「日常生活の支援」に比べ 30 ポイント以上高くなっている。
- ・障がいのある人を支援するボランティア活動に参加したことがない理由は、「どのようなボランティア活動があるのかわからないから」(58.6%)、「忙しくて参加する時間がないから」(37.7%)、「自分にできるかどうかかわからないから」(28.9%)が上位にあがっている。
- ・障がいのある人への声かけや手助けに抵抗があるかは、「ない」が 74.8%、「ある」が 23.4%。

5. 災害時等における支援について

- ・災害時に障がいのある人の支援や協力をしたいかは、「思う」が 87.8%、「わからない」が 11.9%、「思わない」が 0.4%。
- ・実際にどのような支援や協力ができるかは、「安否確認・声かけ」(88.1%)、「安全な場所への避難誘導」(79.1%)、「家族への連絡」(63.1%)が上位にあがっている。
- ・支援してあげたいと思わない理由は、「何をすればよいかかわからないから」(58.8%)、「どのように接したらいいかわからないから」(50.0%)が他の項目に比べ高くなっている。

6. 障がいのある人の社会参加の促進について

- ・障がいのある人が地域や社会に積極的に参加するために大切なことは、「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」(72.3%)、「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」(66.9%)、「移動困難な障がいのある人に配慮した、交通機関や道路を整備する」(63.3%)が上位にあがっている。

7. バリアフリーのまちづくりの推進について

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの普及は、「あまり進んでいない」(36.0%)、「まあまあ進んだ」(35.6%)の割合が多い。
- ・浦添市の移動交通手段の利便性は、「まあまあよいと思う」(44.6%)、「あまりよくないと思う」(36.0%)の割合が多い。

8. 障がい者施策について

- ・障がいのある人のために市が力を入れていく必要がある施策は、「障がい者(児)の施設サービスの充実」(50.4%)、「道路や交通の利便性の確保」(49.6%)、「就労への支援、働く機会の充実」(46.0%)が上位にあがっている。

4 関係団体へのヒアリング結果

1. 当事者団体・親の会

①	(一社)浦添市身体障がい者福祉協会
②	沖縄自閉症児親の会まいわーど
③	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会

①会の活動や運営に関する課題について

- ・情報発信はしているが、新規の会員が集まらない。
- ・会員の固定化及び高齢化の進展。
- ・当事者団体の活動は、中間の年代がない。
- ・親同士の繋がりをどうやって作っていくかが課題である。インターネットが発達し、生の声を聞きに来るよりもネットでの情報収集に依存してしまいがち。情報収集の観点からみるとよいのだが、自分の心を軽くするために愚痴を言ったり、悩み事を相談できる場として活動していることが他の親御さんに届いていない。
- ・活動するにあたって、会員の会費だけではまかえない部分があるので助成金に頼っているところがある。助成金を探して、申請して、報告書を出すという流れがあるので、事務局の負担が大きい。仕事をしながらの活動なので、専任は難しい。
- ・皆さんの理解のもととにかく地域社会に障がいの理解を深めてもらう、知ってもらう努力は地域参加をさせてもらいながらしているところ。

②この5年間で浦添市の障がい者(児)の取り組みが進んだこと、遅れていると感じていること

- 取り組みが進んだこと
 - ・発達障がい者の支援施設が出来た事。支援が充実するだろうという期待はある。
 - ・相談を受けた時にピアラルうらそえがあることで、繋げやすくなった。ピアラルか、福祉館に行こうという道筋が出来てきているので良かった。
- 取り組みが遅れていると感じていること
 - ・市役所の担当課が3階にあることや、トイレが利用しづらい、さらに市役所周辺の点字ブロックが切れている箇所もある。
 - ・小学校に入学するとヘルパーが足りない。先生方の自閉症についての勉強が追い付いてないと感じる。校内に人を充実させて、先生の手が足りるようにして欲しい。ヘルパーを多めに学校に入れる。先生の質を上げる為の幅広い勉強、研修をしてもらいたい。
 - ・コロナ禍になって、保健室の利用の仕方が変わってきている。今までは保健室登校でOKだった子が、保健室登校禁止になったと聞く。5類になるのであれば、以前のように戻してほしい。
 - ・5年位前の話にはなるが、生活介護プラス短期ショートステイ入所ができる施設が少ないように感じる。

③今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か

- 市民及び地域の理解
 - ・住み慣れた地域で安心して自分の好きなものへの参加しやすい雰囲気づくりが大事だと思う。差別や偏見を感じる所では地域の方達へ認識を深めていただく取り組みは現在の計画の中にも書いてはあるが、まだ浸透していないと感じる。
 - ・地域に住む人達と気楽に挨拶ができる、障がいのある子供達がいて当たり前の地域づくり、日頃からの関係づくりが重要だと思う。それが、災害においてもその子の居場所、特徴を隣近所の

方々がお互いに分かる、頼れる関係になっていければ良いと思う。

・障害への理解が進んでいないのは、どうしていいかわからない市民も多くいるように思う。

○移動支援の充実

・子どもが市外の作業所に通っているのだが、親が途中まで送っている。本当は移動支援を使いたいのだが、市としてのメニューとしてあっても、対応する方がいないので移動支援を使った事がない。

・本土(愛知県)の事例では、学校帰りにプールに行きたいとの要望に、移動支援を使って学校からプールに送るという事例もある。しかし、基本的に浦添市では家から学校、学校から家なので一人一人のニーズへの対応までには至っていない。

・うらちゃん号を復活させて欲しい。一般家庭はあまり利用しないと思うが、車を持ってない自閉さん達が使っている。

○居場所づくりの推進

・小学生までは放課後デイサービスや児童センターに行くので居場所があるが、中学校以降の居場所づくりが必要だと思う(あおぞらさんの1か所しかない。各地域に、一か所か、市のまん中の場所に一か所は必要ではないか)。

○スポーツや文化活動の推進

・どの子どもまずはスポーツ交流だったら、参加の入り口としてよいと思う。市役所をはじめ関係機関で協力しながら企画から広報、周知があると良いと思う(文化活動も同様)。

○情報の伝達について

・情報を分かりやすく伝えることが重要。

・役所側が情報を出したとしても、本人達が開く事もしないだろうし、年齢が進むにつれて厳しい状況もある。逆に若い人は、今はネット社会でもあるので、情報を収集しやすい面もあるが、情報過多になり不安が起きたりするので、情報をどう処理していくかも仲間が必要ではないか。

④各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて

・ヘルパーの不足(マッチングが上手くいかない場合もある)。

・昔に比べると、サービスも充実してきていると感じる。

・地域によっては、放課後等デイサービスが利用しにくい地域もあるのではないかと。また、土曜日にやっていない所が多い。土曜日に働いている方もいるので、土曜日やっていない事業所が多いと、親は困り、皆さん疲弊する。

・親が病気などになった時に頼るところがないと感じる。スピーディーな対応ができる仕組み作りの充実をしてもらいたい。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み)

○感染対策をしての外出や活動の継続

・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校が休みになって保護者に対応が委ねられた時に、知的障がいのある自閉の子はある程度活動しないと気持ちがおさまらない。このような事態が今後あった場合に適切な支援があって、子どもの運動的な活動に付き合える方(団体)がいれば良いと思う。

・団体としての活動自体ができなくなり、情報も錯綜する中、会員同士の連絡もままならないことがあったので、リモートなどにも対応できるような団体への支援をお願いしたい。

○緊急時の受け入れ先、対応

・障がいをもった子ども達がコロナに感染した時、県の条例で指定されているホテルに行けるとの話だったが、1人でホテルに置くことはできない。あったとしても利用しづらく当事者のレベル

によっては利用出来ないで、そのような緊急時の受け入れ先の確保はとても重要である。

- ・中には、障がいのある人ということでホテルの方が受け入れられないと断られることもあった。
- ・今後の教訓として、「情報提供の充実」と「確認の徹底」が重要だと感じた。行政にも受け入れ先のホテルにも確認をとるなどの連絡・相談フローがあると良いと思った。

⑥その他

○紙おむつの支援の拡充

・紙おむつの件について、肢体不自由のお子さんの場合は市からの補助があり利用できたが、自閉症のお子さんについてはなかったようなので、その辺も支援を拡充してもらいたい。

○当事者や親の会などの団体の情報の周知支援

・当事者団体の新規会員獲得の件にも関わるが、ホームページでも周知しているが、ホームページだと意識してアクセスしないと情報は得られない。特に自閉症の団体は小規模な団体がいくつもあり、自閉症だけに限らず、発達障がいもLDの会だったりと細かく分かれている。そういう団体がそれぞれで情報発信するのは難しいので、その辺の周知の支援をしてもらいたい。

・市の方で、例えば教育委員会関係であれば就学説明会など困っている親御さんが集まるような機会があるので、そこに当事者団体の情報発信の場の枠を開けていただいて、そこから当事者としての声を伝えられる事ができればと思っている。また、市役所の窓口などに団体の啓発チラシ等を置くような配慮をしていただければ助かる。

・発達障がいの当事者団体としては、発達障がいを抱えている人達にとっては合理的配慮をもらう事は大変助かるので、市内で行われている合理的配慮の事例をわかりやすくまとめて出してほしい。

○避難行動要支援者への対応の充実

・福祉避難所の充実。

・避難行動要支援者避難支援計画の個別計画について、対象者に話は伝わっているのか分からないので、周知を徹底してほしい。

・VRで自分の避難経路を見る事ができるということを取り入れてはどうか(発達障がいの方は自分でイメージするのが苦手な方が多いので、これを一度体験できる場所があるところにも安心して避難できると思う)。

○ピアサポートの充実

・当事者のピアサポートの場があるといいが、まだ作れていない。当事者同士で話をする事で気持ちが軽くなる事もあるので、公的な場で用意していただけるような場所があれば助かる。

・ピアサポートを担える人材の確保・養成も重要である。

○障がい児に対する早期対応の充実

・3歳児健診の時に子どもの発育、発達状況の遅れに気づく事があると思うのでお母さんの支援ができると思う。

・健診等で相談された方が市の担当課やピアラルうらそえなどの関係機関にスムーズにつながる仕組みの充実が必要だと思う。

○教育環境の充実

・ヘルパーさんへ夏休みの時の賃金保証によるヘルパーさんの確保が必要だと思う。どうしても2か月お休みになるのであれば、ヘルパーさんを学童に貸し出すなど、何か手立てを考えてもらいたい。

・発達障がいなどについて、学校の先生方に対して体験型の研修をやってほしい(鳥取県の井上先生が市と連携してやっているティーチャーズトレーニングという取り組みがあり、発達障がいの子どもに対応するという仕組みとして効果を上げている)。

・不登校の子に対して、オンラインを通して学校に参加できる仕組みを整えてほしい。学びを止めないためにも、もう少し柔軟に学校側が対応してもらいたい。

○残念だったこと

・障がい児の方はピアラルうらそえが設置され、早期発見、早期療育などが充実していることは嬉しい事であるが、障がい者(団体)においては、団体事務所も含めて厳しい状況にある(ピアラルうらそえに入れると期待していた)。

2. 相談事業所

①	相談支援事業所おりじん
②	相談支援事業所ゆんたく
③	ピアサポートセンターほると
④	生活支援センターあおぞら
⑤	基幹相談支援センターてだこの森

①この5年間で浦添市の障がい者(児)の取り組みが進んだこと、遅れていると感じていること

■取り組みが進んだこと

・事業所と市役所の連携はとれていると感じる。
・基幹相談支援センターの立ち上げにより4つの委託相談支援事業所の連携がとれて情報共有ができるようになった。
・自立支援協議会の住まい部会において居住サポート事業のためのワーキングを立ち上げ、利用促進につながった。
・居住については、レキオスとの連携が進んできている。
・サン・アビリティーズうらそえは交流の場としてうまく活用されている。
・相談支援体制、会議体が増えた。
・障がい領域の中での計画相談、委託相談、基幹相談というところの相談支援体制を作らないといけない。グループでの相談会を色々やってきて、自立支援協議会を中心に少しずつだが、連携体制が取れてきている。
・委託相談と基幹相談の連携した相談支援の取り組みも進められており、相談支援に関わるころはちょっとずつ進んできていると思う。
・子どもの発達の相談については、ピアラルうらそえができて、少しずつ課題に対する取り組みの動きも出てきている。

■取り組みが遅れていると感じていること

・市民の障がいを持っている方への理解や、地域との関わりを持つ機会が少ないと思う。
・物も人も資源は沢山あるが、当事者団体の育成は遅れているように感じ、市としてのサポートも少し弱い気がする。
・当事者や家族の方の色んな所への参加、社会参加支援については、これからの気がする。

■相談事業所としての状況

・自立生活援助事業、地域定着事業を開始したかったが、この2年間で進めるのが難しかった。
・宿泊体験事業の活用ができていない。
・困りごとのなかには障がい者分野と高齢者分野の両方に関わるケースもあるが、お互いの理解不足で連携できないことがある。
・自立支援を定着したかったが難しい。

②今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か

○地域の理解や関係機関とのつながり・見守り

- ・地域の方からは障がいを持っていることだけで敬遠されていると感じることもあるので、その辺の理解が必要。
- ・対応の仕方や関わり方を知っていれば、問題等もなく見方も変わるのではないか。そういう働きかけを住民ではなく自治会長にやっていただく事で、その方を知ってもらう。ボランティア活動に入ってもらう事でもコミュニケーションの場にもなる。
- ・行政区の集まりに市役所の担当課も出向き、どのような方が地域に住むか説明したほうがいい。孤立防止にもつながる。
- ・自治会と計画相談員がつながることで当事者が地域で困りごとがあったときに対応しやすくなるかもしれない。
- ・高齢者分野での「見守り」はできていると思うが、障がいの分野では敬遠されがちな印象がある。障がいの特性により見守りのレベルが高齢者の方の見守りとは違う部分も出てくると思うが、自治会や関係者等が協力して地域での見守りが必要。

○居場所の充実

- ・自立度は高いが居場所を求めている方もおり、地域活動支援センターとは別にインフォーマルな居場所も含めた情報提供が必要。

○行政や関係機関などからの情報提供・周知の充実

- ・周知方法の工夫が必要。
- ・ボランティア活動等、繋がる為の案内、発信をしてもいいのではないか。
- ・就労に関しては、相談分野からの情報提供の発信も必要ではないかと感じる。

○包括的なサービスの必要性

- ・沖縄県ではどこもやっていないと思うが、重度の方の包括的なサービスがある。行動障害の重い自閉症の方などに対し、包括的に支援するサービスを整えていかないと重度の方の社会的参加は難しい(重度障がい者等包括支援 15 歳以上となっているので児のことを言っていると思う)。

○関係機関などの連携強化

- ・障がい者の社会参加を促すには、縦割りでそれぞれの制度のままでは難しいので、行政をはじめ関係機関と一緒に話し合う場がなければ時間がかかるし、止まってしまう。

○就労に関する取り組みの拡充

- ・就労については、市内の企業との調整の推進をはじめ、市として障がいの雇用を支える所をもう少し拡充してもらいたい。

○移動に関する支援

- ・うちちゃんミニの復活。市内線バスがあったが予算の関係でいったん止まっている。障がいのある方、高齢の方に非常に好評だった。それに乗れる知的障がい、精神障がいの方が利用することで、運転手やお客さんとの交流ができたので復活させてもらいたい。塾に毎回安心していけるとか。障がい者の社会参加には大きかったのではないか。

③各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて

○ヘルパーの充実

- ・グループホーム不足やヘルパー不足でサービスが利用できないことがある。
- ・ヘルパーとのマッチングがうまくいかない場合がある。

○制度やサービスに関する周知の充実

- ・制度を知らない方が多い。途中で障がい者になった方向けに、病院等で市役所での手続き方法等の情報提供があるといいかもしれない。

・相談支援事業所が定着までの動きの中で、国でやっている助成金、相談支援事業所でも定着支援を行うにあたってきちんと保障するという制度ができるかと思うので、このようなこれからの事業についての周知も情報提供があると良いと思う。

○不足している取り組みの充実

- ・浦添市では生活介護、グループホーム、ショートステイが圧倒的に少なく、そういう施設に繋げる時は市外になり、ほぼ使えていない状況が多い。
- ・軽度の知的障害がある単身世帯の方は、金銭関係のトラブルが多い。支援できる仕組みが必要。
- ・今あるサービスの充実も大事だが、「重度障がい者等包括支援」はサービスなので、必要があるサービスは進められるようにして欲しい。
- ・短期入所、行動援護、生活介護などの事業所が少ない。
- ・訪問入浴が高齢者では一般的だが、障害部分ではサービスとしてはなく、生活支援の事業の中で市町村で工夫をして行っているが、浦添市は行っていないので、訪問入浴のサービスは必要だと思う。

○サービスの質の均一化への取り組み

- ・障害福祉サービスのところで児童発達支援と放課後等デイサービス、障がい児通所支援の中での通所系の2つだが、浦添市としては事業者数としては充実しているが、多すぎて受け入れの状況がそれぞれ個々の事業所に任せられており、実際にそこでやられている療育内容についても事業所に任せられているので質の担保や点検などは行政の役割ではないかと思う。
- ・保育所等訪問支援は学校もそうだが、児童養護施設などのそういうところにも専門性の担保として求められている。
- ・地域支援生活事業の中に発達障がい児者家族等支援事業があり、家族支援に当たっての事業で現行の計画の中に数値目標もあるが、現在浦添市では実施がゼロなので、実施に向けて積極的に考えていく必要があると思う(ニーズもある)。
- ・地域生活支援促進事業の中に「家庭教育福祉連携推進事業(コーディネーターを置いてその連携推進にあたっての色々な調整、研修、協議の場を作っていく)」があるが、現行の計画には入っていない。教育現場としても福祉との連携を課題として感じているところもあると思うので、取り組みの推進が必要ではないか。

④新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者へ期待したい事柄)

○情報共有や会議、申請などに関する対応の充実・環境整備など

- ・在宅ワークの事業所が増えたことで仕事がしやすくなった方がいる一方で、外出する機会も減っている。
- ・会議が出来なかった場面も見られたのでネット環境の整備がされたい。
- ・事業所の中には今も電話での対応を望むところもあるが、感染対策をした上で出来れば直接出向いて関わられる体制は作って欲しいと期待している。
- ・行政については、コロナ禍においても申請などの際には直接窓口に出向かなければならなかったもので、出来れば郵送でも良いなど柔軟な対応をしてもらいたい。

○緊急時の対応の充実

- ・障がい児の保護者が感染した時にショートステイ等を利用する障がい児が一時的に増えると対応できなくなると思うので、緊急時の受け入れ先などの拡充は必要だと思う。
- ・緊急事態に対応できる市としてのヘルパーの維持、確保が必要だとコロナ禍で感じた。
- ・障害福祉サービスの途絶するような場合においても、早急に解決するか、復旧させるかということの手順を行政が持っていないといけないと感じた(施設ごとに判断していたら自分達で毎回状況変わってしまう)。

- ・災害時の福祉避難所の充実(避難所の拡充、指定された避難所として機能させるための訓練、備蓄がきちんとできるような環境整備など)

⑤「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について

○関係機関などの情報や事例共有・検討の場の充実

- ・自立支援協議会の「住まい部会」で1年ほど課題抽出や問題整理を行った。
- ・福祉分野が連携しないと解決できない問題がある。市役所内での情報共有も必要だと思う。
- ・2年前から中学校区で事例を共有することで進んできている。
- ・放課後等デイサービスでの問題を相談支援専門員に伝えるが、学校の先生と一緒に解決することがない。

○住まいについて

- ・住まいの確保が課題であり、居住支援協議会の立ち上げが必要ではないかと思う。
- ・トラブルを起こして出ていかなければならない事例もある。
- ・地域移行をせっかく使っても結局、地域に戻らず、グループホームに退院する人が結構多いので、色んな選択肢ができると良い。
- ・不動産の方との関係作りは勉強会もしたので、居住支援法人を増やす等の流れができると良い。

○地域資源の有効活用・連携強化

- ・浦添市は、相談に乗る窓口、関わる人、CSWもきちんとしている。しかし、それらが個別で活動しているイメージで繋がっていないと感じる。
- ・地域の資源を活用するには、市にある資源の中身を知ってもらうことが重要なので、関係機関や窓口の周知の徹底が必要(中身を知らないと利用もしない)。

⑥その他(要望など)

○今回の計画での取り組み記載の提案

- ・医療的ケア児の部分で、現行の計画の中に入っていない。居場所、社会参加でいうと一般施策の中での受け入れ推進を明記してもらいたい。これについては行政の方も今すぐは難しいとしている。でも、法的には定められ、努力義務ではなく、実施が義務付けられているので早急にやっつけていかないといけない。改訂版なので新規の項目追加はできないと言われた。でも、法律で定められているので、はっきりと示して明記してもらいたい。
- ・不登校の対策のことが現計画には何も入っていないが、子ども青少年課と関わっている子ども達の約9割が発達性課題がありそうな子達なので、不登校対策と特別支援教育、発達支援との連携の強化が必要だと思う。
- ・受刑者や罪を犯した方の社会復帰に対して、障がいを持った方への支援は福祉的な支援が必要であるので、再犯防止計画に基づいて、障がいを持っている方の住まいの問題、就労の問題、生活支援について、元受刑者であったりする方の支援についても取り組む必要があるのではないか。

○情報提供・周知の推進

- ・高齢分野に比べて障害分野の相談窓口などの認知度が低く、周知が必要。
- ・現行計画では「早期から健やかな成長を継続して支援する体制作り」という目標 2 の所になるが、母子保健も学校教育の所も療育相談やわんぱく相談などが並んでいるが、実際の相談窓口がはっきりしておらず、わかりにくいと感じるので、相談窓口の明確化と周知の徹底が必要だと思う。また、相談を受けるところの記載も計画に入れたほうが良いと思う。

○事業所への支援の充実

- ・1人しかいない事業所へ市がサポートしてほしい。

○新たな仕組みづくり

- ・制度以外の所で使いやすいものがあればとの声をよく聞く。
- ・制度上のものは利用しづらいから狭間、インフォーマルなものなのか、障がいの枠ではなく、重層的な取り組みの中で位置付けられたらいいと思う。

○教育に関する取り組みの充実

- ・令和6年度からの児童発達支援センターの役割は、コンサルテーション、後方支援が明確に位置付けられることになっているので、巡回支援専門員整備事業の中で施設支援ということを考えていけないといけないと思う。
- ・教育に関して、浦添市は特別支援学級の子どもの数が多い。特別支援学級は多いのだが、通級指導教室は少なく、言語通級指導教室と発達障がい対象の通級指導教室は市内に1学級ずつしかないの、その辺の拡充をしたほうが良いのではないかと。

○義務教育終了後の支援の充実

- ・義務教育を終えた後の相談はバラバラの状況があるので、1か所だけではなく、皆で考える場がないといけないのではないかと。
- ・18歳になるまでは、障がい者の福祉サービスも使えない状況があったりしたので、その辺の取り組みの充実化が必要だと思う。

3. 就労系事業所

①	Ange
②	障がい者 IT サポートおきなわ
③	就労サポートセンターそら
④	就労プラザわく・わく
⑤	社会就労センターわかたけ

①この5年間で浦添市の障がい者(児)の取り組みが進んだこと、遅れていると感じていること

■取り組みが進んだこと

- ・新型コロナウイルス感染症がまん延した時期の連携や対応。
- ・障がい者(児)の見守りのため、預かる場所の時間が延長されたこと。

■取り組みが遅れていると感じていること

- ・移動支援の充実。
- ・様々な手続きの電子化(スマホなどの読み込みで申請や1つの課で申請が済むような仕組みなど)。
- ・16時以降の障がい児を預ける場所が少ない。
- ・「重層的支援体制整備事業」の体制に向けた検討や体制づくりについて、現場レベルで実感できておらず、周知も不十分に感じる。
- ・障害福祉サービスの仕組みが分かりやすくなるような、パンフレット等を活用した周知の推進(児童から障害福祉サービスにうつる年代の家族で受給までの流れが分からないという話も聞く)。

②就労支援系事業所連絡会があることの効果・今後の展開等

- ・連絡会があることで、コロナ禍での事業所同士の助け合いができた(仕事の共同受注、寄付のあった消毒液の分配、情報交換など)。
- ・コロナ禍以降、活動自体が緩やかになってきているが、横のつながりを活かした利用者への支援の質の向上につながる取り組みをするためにも必要性を感じている。
- ・今後も、連絡会の存続には、行政の協力が不可欠である。

③今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、こういった支援が必要か

- ・社会の適切な理解。
- ・移動支援の充実。
- ・障がい者の認知や理解を得るには、当事者などが発信できる場をつくることも重要。
- ・障がい者への理解の周知の方法として、市役所のテレビモニターで事業所の案内等の実施。
- ・優先調達推進法が上手く活用されていないと感じる。
- ・祭りなどの地域行事への積極的な参加などを推進。
- ・地域の方々の交流機会や場の拡充。

④就労支援に関するサービスの質・量の不足や改善のニーズについて

- ・大平特別支援学校PTAの方々が毎年事業所説明会を開催しており、卒業後の通所先の選択の一端を担ってくれているが、行政も含めての発信への協力をしてもらいたい。
- ・就労定着支援事業において、人材の確保が難しく、事業者が増えないという課題がある。
- ・就労系サービスを利用するにあたり、直接B型が使えないという仕組みの中で、現在浦添市では夏休み期間を利用して就労移行の暫定支給を決定し、就労アセスメントを実施していると思うが、同じ期間に就労アセスメントが集中し、事業所の対応が困難な状況もあることから、期間の拡充を行うなどの対応をしないと厳しい。
- ・一般就労した場合においても、職場でサポートしてくれる人がいると良い(ジョブコーチが毎日終日一緒にいれるわけではないため)。
- ・65歳以上の方に対する柔軟な対応。

⑤「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について

- ・自立支援協議会の部会において、協議を進めていくことが重要だと思う。
- ・社会福祉協議会をはじめ、関係機関などでの早めにアプローチができるネットワークづくりが重要だと思う。
- ・「医療」「住まい」「就労」「生活支援」など、どこが中心になって動くのかというのが分かりづらいので、そこら辺を明確にして、関係機関がつながる仕組みづくりが重要だと思う。
- ・病院に通っている人は、サービスにつなげやすいが、ひきこもりの人はそこら辺の対応が難しいので、サービスにつなげやすい仕組みづくりが必要だと思う。

⑥重層的支援体制の構築に向けた考え方について

- ・他機関との連携が必要な利用者に関して、どこが中心になり取りまとめを行うのかをはっきりとさせる必要があると思う。
- ・各機関で支援に必要な情報の開示がスムーズにできるような体制が必要だと思う。
- ・支援が必要な方の行政手続きがより円滑にできるような体制づくり(各課たらい回しが無いよう)。
- ・生まれてから、節目節目の年代でのサービスの移行の際の相談の充実。
- ・気軽に相談できる仕組みづくり。
- ・相談先やサービスなどの情報提供・周知の充実。

⑦その他(要望など)

- ・市のホームページが以前よりも分かりづらい(情報が探しにくい、いわき市のホームページなどを参考にしては)。
- ・サン・アビリティーズうらそえ以外にも運動ができる場所があれば良い(公園や体育施設)。
- ・福祉サービス事業所を探している方の多くが送迎を希望しているが、事業所としては人員不足もあり、ニーズに十分に対応できていない状況もある。

- ・ただし、一般就労を目指す利用者に関しては、移動も含めた自立が必要になると思うので、学校や訓練期間で自立に向けた訓練ができるように行政からも働きかける必要があると思う。また、ヘルパーを利用しての「送迎ではない通勤支援」の拡充が出来ればよいと思う。
- ・企業とのタイアップによる「居場所づくり」に取り組んではどうか。
- ・サービスの量(ヘルパーさんの時間)の充実も必要ではあるが、自立支援に向けた取組みをより充実させた方がよいと思う。
- ・障がい者(児)の支援に関連する市役所の各課(生活保護担当課も)の横の連携の充実が必要だと思う。

4. 浦添市社会福祉協議会

<現計画の課題及び次期計画への要望>

- 教育と福祉の連携について
 - ・教育と福祉の連携会議や既存の教育機関会議への福祉事業所の参加。
 - ・教育と福祉に関わる心理士による連携会議の実施。
- 障がい者就労について
 - ・各種障害特性に合わせた就労カリキュラムの検討。
 - ・障害者就労定着支援とキャリアアップについて。
- 福祉避難所の運営
 - ・大規模災害時には、公助・共助・自助の考え方が必須であり、それぞれの役割の明確化と大規模災害を想定した訓練の実施。
- 災害時の要援護者支援体制
 - ・自主防災組織の実施と一体的に進めなければ絵にかいた餅になる。障がい者だけのことを考えるということだけでなく、地域の防災意識、防災体制をどのように高めて整備していくか、また地域の組織化をどのようにしていくのか具体的な内容があると良い。
- 地域生活支援について
 - ・発達障がい児及び家族支援の促進のためペアレントトレーニング・ペアレントプログラムの実施。
 - ・ひきこもり支援として、ピアサポーターの育成や体制の実施。
- サービス等利用計画・障害児相談支援援助の質の向上
 - ⇒現状は、相談事業所が少なく策定までにかかなりの時間を要しているため、事業所確保と相談員の質の向上は今後の課題だと思われる。
- 発達障がい児(者)の相談窓口の充実
 - ⇒①相談窓口の明確化
 - ②ショートステイをさせることで家族へのレスパイト支援
- 移動支援事業の充実
 - ⇒重度障がい児を抱えながらも現サービスでは狭間のため、移動手段のない(車両が無い)保護者にとっては困難。重度の障がい抱える方が利用しやすいようなサービスを検討してほしい。
- 日中一時支援の推進
 - ⇒放課後等デイサービスの数が少なく、希望の事業所に入ることが難しく、入れたとしても他放デイと併用利用しなければならない状況で子どもに負担がかかっている。
 - 長期休暇中のサービス提供時間と保護者のニーズが合わず、保護者が就労先と調整をしながら何とか乗り切っている状況は日中一時でカバーしていくと思われるが、そもそも日中一時を行っている事業所が少ない。具体的な推進方法を記載 例えば数値など・

○障がい児を養育する家庭への支援の実施

⇒受給者証を保持している子の保護者にファミリーサポート利用の無料券の周知と充実。

○児童発達支援センターの設置

⇒①具体的な明記は必要になると思われるが相談支援体制(利用児の相談・地域相談)の充実

②保護者支援の充実

○虐待防止に向けた相談・支援体制の確立

⇒虐待防止に向けた研修会の開催と啓発(事業者向け・保護者向けの研修開催)。

○保育所等訪問支援の実施促進

⇒①保育所等訪問支援事業所の拡充と専門職の質の向上

②学校等への周知と啓発

③保育所等訪問支援と併せて、巡回支援専門員整備事業に向けた取り組みについての体制が必要かと思われる。

○発達保育の推進

⇒①発達支援を必要とする子が保育等にスムーズに受け入れてもらえる体制の確保

②発達支援待機児童に対して、柔軟な受け入れが可能な委託デイの確保

○療育相談・指導の充実

⇒療育相談・療育指導の充実に文言の修正希望

○教育についての重点施策への反映

・学校における障がいのある人への理解を深める教育の充実。

・教育と福祉の連携促進に関する記載。

・医療的ケア児等、重度障がい児の地域での受け入れ推進。

○相談支援体制についての記載

・家族への相談支援の明記。

・グループホームやショートステイの充実。

○新たな支援ニーズについての記載

・強度行動障害を有する障がい者の支援。

・医療的ケア児等への支援。

・難病患者への支援。

・触法障がい者に対する支援。

○障害児支援についての記載

・こども家庭支援センターとの連携についての記載。

・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制についての記載。

⇒ピアラルうらそえの各事業との緊密な連携もしくは一体的な支援体制の構築の記載。

・発達障がい児(者)の相談窓口についての記載。

⇒障害が明確となる前の段階からの相談窓口の明確化および周知。

○相談支援事業の推進

・重層的支援体制整備事業は、障がい者を含む世帯全体の複雑化複合化した課題に対応するために取り組む事業。ゆえに、市内だけにとどまらず、貧困、高齢、障がい等の現場レベルでの協議や、ビジョンの設定に向けた検討が必要。浦添市の強みである、中学校圏域での連携体制を生かした事業であるためぜひ実施することが望ましい。上記取り組みを実施すること、実施時期について次期計画で明言することが必要。

○サービス等利用計画の質の向上

・計画作成の質の向上のためには、アセスメントの実施が不可欠。アセスメントシートを活用したアセスメントの実施を市の取り組みにしてはどうか。

○発達障害児者の相談窓口の充実

・市民に提示できる窓口の整備が必要。ワンストップでどこの窓口でも対応できることが将来的

には望ましいが、そうした窓口を支援するためにも、できればピアラルで市民に向けた窓口設置を希望したい。そのためにはマンパワー(予算)の確保も必要。

○地域生活支援拠点等

・相談フローチャートは作成したが、その受け皿の整備(緊急一時、体験利用)が未達成。各支援機関に協力してもらい、市民が困らないような体制を整備することがこの事業の肝。今後は受け皿の整備に取り組むことを計画で明言する必要がある。

○児童発達支援センターの設置

・設置については達成できている。センターに市の何をお願いするか具体的にすることが必要。基本的には地域相談、地域支援の提供とその体制整備となると思う。実施の方法については、面的整備も含めて検討するというにすると、へいあん・社協の共同企業体での実施というメリットが出てくると考える。

○成年後見制度利用支援事業の促進

・市民が必要時に相談できるための専門窓口、窓口を中心としたネットワーク形成(協議会の運営)等がなにより大切だと思う。

○市営住宅・県営住宅建て替え時におけるグループホームの確保

・建て替え時に検討ということでなく、住宅確保困難者の住まい確保ということで、公営住宅を含む住まいの検討を定例で開始してほしい。

・早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり。

○集団生活への適応支援

・保育所等訪問だけでなく、巡回支援専門員整備事業、療育等支援事業(県)等、アウトリーチの支援を一体的に整備し、必要に応じて選べる体制があることが必要だと思う。

○第5次プランへの記載

・「(1)権利擁護のしくみの充実」の中に「生活保護受給者で金銭管理が困難な方の支援を行います。」との内容の追加。

<理由>

生活保護受給者の方の金銭管理については、担当ワーカーが助言、指導をすることが基本であり、担当者の方は尽力なさっていますが、対象者の人数が多く、また複数の課題を抱えていることもあり、日常生活自立支援事業の紹介をいただくことがあります。

現在、日常生活自立支援事業の利用者 31 人のうち、生活保護受給者は 14 人です。今後、ますます高齢化が進む中、金銭管理の必要性が増大されることが予測されます。新たな支援の窓口が増えることが望まれます。

・上記と同様に「(1)権利擁護のしくみの充実」の中に「身寄りのない方も安心して居住先が得られ、必要なサービスを受けられるように支援します。」及び「成年後見制度が必要な方が利用できるように体制を整えます。」の内容の追加。

<理由>

病院からの相談で、身寄りのない方が施設を利用する必要が生じた際に、身元保証人を求められるとの経緯から日常生活自立支援事業の相談を受けることがあります。しかし、この事業においては身元保証人となることは業務の対象外となっております。今後、ますます身寄りのない方の支援が必要となってくると考えられます。

○第5次プランの評価・進捗管理についての記載

・計画の評価についてアウトカム指標を示してはどうか。

・計画の進捗管理について庁内会議。

5 計画策定の経緯等

■策定の経緯

開催日	会議内容等	
令和5年 3月29日	令和4年度第1回浦添市福祉保健推進協議会	・諮問 ・プラン策定の進め方など
7月5日	浦添市障害者自立支援協議会 第1回全体会	・プラン策定の進め方など
8月15日	第1回作業部会、検討委員会合同会議	・プラン策定の進め方など
8月24日	第1回専門部会	・アンケート調査結果の報告 ・現計画の評価
8月25日	第1回手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	
9月26日	第2回作業部会	・計画課題
10月6日	第2回検討委員会	・基本理念及び基本目標等 ・施策の検討
10月13日	第2回専門部会	
10月20日	浦添市障害者自立支援協議会 第2回全体会	・計画課題 ・第5次プランの施策に関する意見聴取
10月30日	第2回手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	・計画課題 ・基本理念及び基本目標等 ・施策の検討
11月15日	第3回作業部会、検討委員会合同会議	・施策の検討 ・障害福祉サービスの確保方策
11月20日	令和5年度第1回浦添市福祉保健推進本部	・第5次プラン策定について説明
11月21日	第3回専門部会	・施策の検討 ・障害福祉サービスの確保方策
令和6年 1月25日	第4回専門部会	・第5次プランの全体確認
1月30日	第3回手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	
1月31日	浦添市障害者自立支援協議会 第3回全体会	
2月1日～ 2月13日	パブリックコメントの実施	
2月19日	第5回専門部会	・第5次プランの最終確認
3月11日	令和5年度第3回浦添市福祉保健推進本部	・第5次プラン(案)の報告
3月12日	令和5年度第4回浦添市福祉保健推進協議会	・第5次プランの全体確認 ・市長へ答申

※第1回から第3回浦添市福祉保健推進協議会は別の議題で開催

※第2回浦添市福祉保健推進本部は別の議題で開催

○浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

改正 平成7年10月27日規則第26号
平成9年3月31日規則第12号
平成11年4月1日規則第21号
平成18年9月1日規則第30号
平成22年3月26日規則第1号
平成25年3月29日規則第25号
平成30年3月8日規則第7号
令和元年9月19日規則第8号
令和2年8月20日規則第50号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

2 協議会は、福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(令元規則8・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(令元規則8・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。

3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令2規則50・追加)

(専門部会)

第8条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(令2規則50・旧第7条繰下・一部改正)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平30規則7・一部改正、令2規則50・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則50・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則（昭和57年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成7年10月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月20日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

■浦添市福祉保健推進協議会 委員名簿

任期:令和4年6月24日～令和6年6月23日

No.	氏名	役職等	備考
1	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長	会長
2	新垣 和歌子	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	副会長
3	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	
4	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長(内間自治会長)	
5	与那覇 涼	うらそえ介護福祉士会 会長	
6	儀間 優紀 肥谷 菊乃※	浦添市地域包括支援センター「さっとん」管理者	
7	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	
8	牧志 正人	一般社団法人浦添市身体障がい者福祉協会 会長	
9	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長	
10	比嘉 真也	社会医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長	
11	稲垣 暁	災害ソーシャルワーカー	
12	上原 毅 新川 みき※	浦添市学校保健会 会長	
13	大濱 篤	一般社団法人浦添市医師会 理事	
14	崎濱 秀海※	公益社団法人南部地区歯科医師会 浦添班長	
15	比嘉 隼人	浦添市青年連合会 事務局長	
16	仲座 スガ子	浦添市子ども会育成連絡協議会	
17	宮里 ジュン	浦添市立経塚児童センター 館長	
	宮平 玲那※	浦添市立森の子児童センター 館長	
18	森田 牧子 又吉 りつ子※	社会福祉法人浦添市社会福祉協議会 常務理事	
19	鈴木 伸章	浦添市ボランティア連絡協議会 会長	
20	瀬戸 建	浦添商工会議所 総務課 課長	
	渡名喜 守聖※	浦添商工会議所 専務理事	
21	西銘 生弘	中部南保護区保護司会浦添市支部 保護司	

※団体の役職・役員変更等に伴う委員の変更

■浦添市福祉保健推進協議会 障がい者プラン策定専門部会 委員名簿

No.	氏名	役職等	備考
1	島村 聡	沖縄大学 人文学部福祉文化学科 教授	部会長
2	仲地 亜子	浦添市障がい児(者)基幹相談センター てだこの森 所長	副部会長
3	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	
4	村田 涼子	社会福祉法人 若竹福社会 理事長	
5	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 会長	
6	砂川 朗之	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会 地域福祉課	
7	大城 照太	浦添市障がい者就労支援系事業所連絡会 ジョブネットてだこ18	
8	勝連 啓介	社会医療法人 へいあん 発達相談クリニック そえ～る院長	

○浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会規則

平成29年3月8日

規則第12号

改正 平成30年3月8日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例(平成28年条例第25号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選定する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに在任しないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、協議会の構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉健康部障がい福祉課において処理する。

(平30規則7・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月8日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

■浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会 委員名簿

No.	氏名	役職等	備考	
1	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会聴覚部	当事者	会長
2	比嘉 信子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会視覚部	//	
3	本田 一郎	元沖縄県聴覚障害者情報センター施設長	//	
4	根間 洋治	元NPO法人 美ら島聞こえ支援協会 副理事長	//	副会長
5	長嶺 峰子	浦添市登録手話通訳者	手話通訳者	
6	宇栄原 美奈子	浦添市登録手話通訳者	//	
7	新里 武太	要約筆記サークル いろは	要約筆記者	
8	前津 成子	音訳ボランティアグループ つわぶき	音訳者	
9	新垣 宏美	点訳サークル ホルトの会	点字通訳者	
10	真謝 孝	元沖縄ろう学校校長／	学識経験者	
		元沖縄県聴覚障害者情報センター施設長		
11	砂川 朗之	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会	その他 関係団体	
		地域福祉課 地域福祉推進係		
12	宮城 順子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会副会長	//	
13	中本 悦子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会	//	
		(ピアサポートセンターほると)		

第5次てだこ障がい者（児）プラン検討委員会設置要綱

（令和5年7月24日 市長決裁）

（設置）

第1条 第5次てだこ障がい者（児）プラン（第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画）策定に必要な検討を行うため、第5次てだこ障がい者（児）プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）にその結果を報告する。

- （1）障害者計画に関すること。
- （2）障害福祉計画に関すること。
- （3）障害児福祉計画に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか計画策定に必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 3 前項の規定により難いときは、委員長に命ぜられた者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

（書面による審議）

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書および参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面で意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

（作業部会）

第7条 委員会に、第5次てだこ障がい者（児）プラン作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

■第5次てだこ障がい者(児)プラン検討委員会、作業部会 委員名簿

検討委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	役職等
1	宮城 智枝子	福祉健康部	部長(委員長)
2	久保田 道代	〃	福祉総務課長(副委員長)
3	喜舎場 三弘	〃	福祉総務課主幹
4	栗國 綱志	〃	障がい福祉課長
5	宮城 高光	〃	いきいき高齢支援課長
6	知念 亜希子	〃	いきいき高齢支援課主幹
7	福原 雅史	〃	健康づくり課長
8	比嘉 寿樹	こども未来部	こども未来課長
9	盛本 克枝	〃	こども未来課主幹
10	新里 優子	〃	こども家庭課長
11	眞境名 究武	〃	こども家庭課主幹
12	嵩原 尚紀	総務部	防災危機管理課長
13	小林 晋作	企画部	国際交流課長
14	仲地 政直	市民部	市民生活課長
15	富山 美那子	〃	市民協働・男女共同参画課長
16	仲里 哲	市民部経済文化局	産業振興課長
17	諸喜田 司	〃	文化スポーツ振興課長
18	嘉手納 喜幸	都市建設部	都市計画課長
19	砂川 伸	〃	建築指導課長
20	山城 学	〃	建築営繕課長
21	慶田 朗	教育部	文化財課長
22	川上 あけみ	〃	社会教育推進課長
23	手登根 広幸	指導部	学校教育課指導監
24	砂川 恭成	消防本部	消防総務課長

作業部会 委員名簿

No.	氏名	所属		役職等	備考
1	松田 香	福祉健康部	福祉総務課	管理係長	
2	高嶺 朝洋	〃	福祉総務課	管理係主査 (重層事業担当)	
3	與那城 政也	〃	障がい福祉課	障がい福祉係長	部会長
4	河野 祐哉	〃	障がい福祉課	支援給付係長	副部会長
5	宮島 尋	〃	障がい福祉課	支援給付係主任 (社会福祉士)	
6	平良 昌代	〃	いきいき高齢支援課	介護給付係長	
7	玉那覇 智子	〃	いきいき高齢支援課	予防支援係長	
8	前城 未来	〃	いきいき高齢支援課	在宅支援係長	
9	金城 美奈子	〃	いきいき高齢支援課	在宅支援係主査	
10	上間 泉	〃	いきいき高齢支援課	高齢福祉係長	
11	伊禮 輝	〃	健康づくり課	予防係長	
12	松原 朝子	こども未来部	こども未来課	教育保育係主査	
13	谷成 加代子	〃	こども家庭課	母子父子係長	
14	米須 清隆	〃	こども家庭課	母子保健係長	
15	島 幸市	総務部	防災危機管理課	防災危機管理係長	
16	喜名 孝	企画部	国際交流課	広報広聴係長	
17	眞境名 利恵	市民部	市民生活課	市民生活係長	
18	大城 祐子	〃	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長	
19	金城 紅子	市民部経済文化局	産業振興課	雇用創生係長	
20	渡慶次 司	〃	文化スポーツ振興課	文化振興係長	
21	親富祖 弘也	〃	文化スポーツ振興課	スポーツ振興係長	
22	仲里 善文	都市建設部	都市計画課	都市交通企画係長	
23	知花 竹彦	〃	建築指導課	審査係技査	
24	大城 郷	〃	建築営繕課	計画工事係長	
25	岡本 亜紀	教育部	文化財課	美術館係長	
26	田場 尚子	〃	社会教育推進課	社会教育協働係長	
27	玉城 正也	指導部	学校教育課	指導係長	
28	根間 一英	消防本部	消防総務課	総務係長	

6 用語解説

あ行

アクセシビリティ

- ・建物・製品・ソフトウェアなどが、年齢や能力などに関係なく、どの程度利用可能であることを表す概念のこと。特に、障がい者や高齢者にとって、どの程度利用可能であることを表す意味で用いられている。

医療的ケア児

- ・人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。近年の新生児医療の発達により、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にある。

インクルーシブ

- ・インクルーシブ(inclusive)とは、「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」という意味。障がい者だからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような「共生社会」を目指そうというもの。その基となった障害者権利条約では、障害者の「自ら選択する自由」が強調されている。

ウェブアクセシビリティ

- ・Webを利用する全ての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

浦添市福祉のまちづくり条例

- ・高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、保証される地域社会の実現を目指すため、令和2年6月26日に成立し、同年10月1日から施行された。(市HPより)

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)

- ・全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対応な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して制定された条例。平成26年4月1日より施行。

沖縄県福祉のまちづくり条例

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、県民の福祉の増進に資することを目的とし、平成9年に制定。条例施行後の少子高齢化の進展やバリアフリーに関する法令等の整備などを踏まえて、平成17年10月に条例の一部を改正し、平成18年3月に条例施行規則の一部を改正するなど、その時々々の社会情勢の変化にも柔軟に対応している。バリアフリーに関する新たな法律(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行されたことから、条例施行規則のうち、道路、公園等、公共交通機関の施設、路外駐車場に関する基準の見直しを進めてきている。(県HPより)

か行

学童クラブ

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童について、放課後適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成をはかるところ。

基幹相談支援センター

- ・地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行う場合もあるが、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

きこえのサポーター

- ・「聞こえにくい」「聞こえない」ことにより日常生活を送る上で感じる“生活のしにくさ”などについて理解し、筆談を活用して「聞く」「伝える」ことへの配慮やサポートを行うボランティア。

共生型サービス

- ・高齢者や障がい者が共にサービスを利用できるよう、介護保険、障害福祉それぞれにサービスを位置付けたもの。同一の事業所で、一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取り組み。

グループホーム

- ・障がいのある人が地域で共同生活を営む住居のこと。地域社会の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)で、同居あるいは近隣に居住する専任の世話人が、食事の提供、相談、金銭管理など日常生活における援助・指導を行う。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

- ・平成17年7月に国土交通省が策定したユニバーサルデザイン政策大綱の考え方を踏まえ、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充し、より総合的、一体的な法制度を構築したもの。高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するための措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的としている。令和2年5月20日にバリアフリー法の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月1日より施行される。

コーディネート

- ・仕事の流れを円滑にするための調整のこと。障がい者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の関係者、施設、ボランティア団体、その他の関係団体との調整を通じて、適切なサービスを利用できるようにすること。

コミュニティソーシャルワーク事業／コミュニティ・ソーシャルワーカー

- ・支援を必要とする地域住民に対して、地域や人とのつながりなど個々の生活環境を踏まえ必要な支援を見極め、地域の資源(福祉サービス事業所、地域活動団体、ボランティア等)を活用し、総合的に支援を行う事業。その事業に携わる専門職をコミュニティ・ソーシャルワーカーという。コミュニティ・ソーシャルワーカーは、各個人の状況に応じた支援方法を検討し、関係機関との連携等により支援を行うとともに、地域支援のネットワークづくり等を行う役割を担っている。

コミュニティづくり推進委員会

- ・地域のさまざまな団体によって構成され、地域で必要とされる支え合い活動に組織的に取り組んだり、地域の福祉に関する意識づくりを進めたりする活動を行う。

さ行

重層的支援体制整備事業

- ・令和3年4月1日より施行される改正社会福祉法第106条第4項に基づき、支援対象者の年齢や属性を問わない包括的な支援体制を市町村が実施できるようにする任意事業。

手話言語条例(浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例)

- ・手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進をはかり、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備をはかり、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

手話奉仕員

- ・聴覚障害者や音声または言語機能障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。

障害者基本法

- ・障害者基本法は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」が、平成5年に大幅に改正されたもので、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための法律として名称も改められたものである。さらに、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害を理由とする差別禁止」の理念が明示された。また、平成23年8月に施行された改正法では、「障害」の範囲に発達障害や難病等に起因する障害が含まれることなどが明確化された。

障害者雇用支援月間

- ・障がい者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障がい者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めることを目的に、9月を障害者雇用促進月間と定める。

障害者総合支援法

- ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律のこと。障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行された。

障害者週間

- ・国民に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者就業・生活支援センター

- ・職業生活における自立をはかるため、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をはかりつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援をおこなう組織。

障がい者福祉のしおり

- ・障がいのある人等が利用できる各種サービス、制度などの内容をまとめた冊子。浦添市福祉事務所作成。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

- ・差別解消措置や差別解消支援措置などを通じて差別の解消を推進しようとする法律であり、それによって共生社会の実現に役立つことを目的にしている。

第1条において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的にする」と定められている。

平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行。

しよくおや

職親制度

- ・障がい者が協力事業所(職親)に通い、障害や病気等のために低下している仕事に対する集中力や持久力、職場の同僚や上司との人間関係、職場でのストレスに耐える力や解消の仕方など、作業を通して取り戻し、社会的自立の促進、社会復帰をはかることを目的とする。職親については知的障害福祉法第16条第3項に基づき、市町村が認めるものをいう。

職場適応援助者(ジョブコーチ)

- ・就労を希望する障がい者と一緒に職場に行き、共に作業したり、障がい者が職場で働きやすいように援助を行ったりする専門職。障がい者への支援だけでなく、事業主や従業員に対しても職務・職場環境の改善を助言・提案し、障がい者の職場定着をはかることを目的とする。

自立支援協議会

- ・地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。浦添市では平成20年7月に設立されており、より専門的な内容を協議するため各専門部会を設けている。

成年後見制度

- ・障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消したりすることにより、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援専門員

- ・障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。(独立行政法人福祉医療機構HPより)

た行

地域活動支援センター

- ・創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場。

地域包括ケアシステム

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

特別支援学級

- ・小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。平成19年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されるまでは「特殊学級」という名称。

特別支援学校

- ・現在の盲・聾(ろう)・養護学校の障害種ごとの区分をなくし特別支援学校とし、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

特別支援教育

- ・特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

- ・校務として位置づけ、全ての小中学校や特別支援学校に置いて、校内の関係者や外部の関係機関との連携調査、保護者からの相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営等を担う。

トライアル雇用

- ・ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間(原則3ヶ月)雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りをはかる制度。

な行

難病

- ・厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

ニーズ

- ・要求、必要、需要。

日常生活自立支援事業

- ・知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護することを目的とする事業。

日常生活用具

- ・身体障がい者(児)が日常生活を送る上で障害による負担を軽減するための用具。

ノーマライゼーション

- ・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)の姿であるという考え方。

は行

発達障害、発達障害者(児)

- ・生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。発達障害者支援法第2条では、「この法律において『発達障がい』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義している。また、同第2項では「この法律において『発達障害者』とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、『発達障害児』とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」と定めている。

発達障害者支援法

- ・発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援をはかり、それによってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。平成 28 年5月に改正された。

バリア、バリアフリー

・バリアとは、障壁。バリアフリーは、障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁（バリア）となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

ピアサポート

・障がいのある人や家族などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がいをもった人などの相談に応じ、問題解決のための助言・支援を行うことをピアサポートといい、その相談に応じる支援員をピアサポーターという。

法定雇用率

・民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用しなければならないこととされている。

※令和6年4月以降、段階的に引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業 (対象事業主の範囲)	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40.0人以上)	2.7% (37.5人以上)
国、地方公共団体	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

補装具

・身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ボランティア

・自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動。

ま行

メディアユニバーサルデザイン

・全ての人々が違和を感じることなく印刷物やインターネットを見られるようにし、公共性の高い官公庁・病院などの災害情報や食品や薬品の安全情報など生命にかかわる重要な情報等を得ることができるようにすること。

や行

ユニバーサルデザイン

・障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ製品、建物、空間をデザインすること、そのような考え方。

ら行

ライフステージ

- ・人の一生を、乳幼児期、青少年期、壮年期、中年期、高年期などと分けた、各段階のこと。

療育

- ・心身に障がいのある児童に対し、早期に適切な医療や教育を行い、障害の治癒や軽減をはかり、発達を促すこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

- ・やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

第5次てだこ障がい者(児)プラン

第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画

令和6年3月 発行

発行:浦添市 福祉健康部 福祉総務課/障がい福祉課
沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
電話:098-876-1234(代表)

